

インフルエンザ罹患後の出席停止期間について

学校保健安全法という法律で下記のように規定されています。

発症（発熱）後5日を経過し、かつ、解熱後2日
（未就学児は3日）を経過するまで

以下のように考えます。

まずは発症（発熱）した日 → 2 月 3 日
発症後5日を経過 ↓ 5を足す
2 月 8 日 …… ㊦

次に解熱した日 → 2 月 6 日
未就学児（解熱後3日） ↓ 3を足す
学童（解熱後2日） ↓ 2を足す
学童の場合 …… 2 月 8 日 …… ㊧

出席停止期間は ㊦ ㊧ のうち 遅い日付まで となり、
その 翌日 から登園、登校ができます。上記の例（学
童）では2月9日から登校可となります。

解熱した日とは24時間以上熱が無い（概ね37.4℃以下）状態を確認してから判断しまし
よう。インフルエンザは2峰性発熱がみられることがあり、半日ほどたってから再び発熱す
ることがある（解熱していません）ため、注意が必要です。

